

# 学校感染症の種類と出席停止期間

学校保健安全法施行規則で定められている感染症と、出席停止の期間の基準は次の通りです。

## 第一種の感染症



病名	出席停止期間
エボラ出血熱	完全に治るまで
クリミア・コンゴ出血熱	
痘瘡	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルグ熱	
ラッサ熱	
ポリオ（急性灰白髄炎）	
ジフテリア	
重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスに限る。）	
鳥インフルエンザ（原体がインフルエンザウイルス(H5N1)に限る。）	

第一種・第二種感染症について次の場合も出席停止になります。

- ① 家族に患者、または疑いがあるとき、医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
- ② 発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めた場合、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③ 流行地を旅行した者については、その状況により、必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※ 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症も第一種になります。

## 第二種の感染症

※ 出席停止期間は、かかりつけの医師の判断が優先されます。  
 ※ 赤字は24年4月1日からの追加・変更分です。

病名	出席停止期間
インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)以外）	発症後5日経過を過かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出て5日経過し、かつ、全身症状が良くなるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日経過するまで
結核	学校医等が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	学校医等が感染のおそれがないと認めるまで



## 第三種の感染症

病名	出席停止期間
コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	



停止日は保護者より連絡があった日とし、欠席した日をさかのぼって出席停止にしません。例えば、<2日間かぜにより欠席し、3日目の通院でインフルエンザと診断された場合は、3日目から医師の許可が出るまでを出席停止期間とします。

